先物外国為替規定(外貨定期預金用)



1. (予約の申込み)

私が先物外国為替を締結するときは先物外国為替申込書兼払戻請求書に届出の印章により記名押印して申込みます。

2. (先物外国為替の解約、期日の変更)

- (1) 私は貴金庫と締結した先物外国為替の解約または期日の変更は行いません。万一やむを得ない事情により、貴金庫の承諾を得て先物外国為 替の解約、期日の変更を行う場合には、貴金庫所定の手数料を支払います。
- (2) 私は先物外国為替の対象となった定期預金を、その満期前に解約しません。万一貴金庫がやむを得ないものと認めて満期前に定期預金の解 約に応じる場合には、当該定期預金に係わる先物外国為替は当然に解除されるものとし、貴金庫所定の手数料を支払います。

3. (先物外国為替最低額)

私は貴金庫が先物外国為替の最低額を100通貨単位とすることに同意します。

4. (先物外国為替の実行・対象定期預金の期日解約)

私は定期預金を満期日に解約のうえ、先物外国為替による債務を履行します。

5. (先物外国為替の解除)

た物外国為替の対象定期預金について仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたときは、貴金庫からの通知・催告がなくてもこの先物外国為替の全部が当然解除されたものとし、私は貴金庫がこの解除により生じた手数料、費用、損害についての債権を取得し、この債権と対象定期預金とを相殺されても異議を申し立てません。 以上の場合に適用する為替相場は、貴金庫計算実行時の相場とすることに同意します。

6. (先物外国為替の流用禁止)

私はこの先物外国為替を当該先物外国為替の対象とした定期預金以外の取引に使用しません。

7. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過する日から適用されるものとします。

(2021年2月8日現在)